

株式会社東京商品取引所における電力先物に係る年度物取引の上場に伴う  
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

株式会社東京商品取引所において電力先物に係る年度物取引が上場されることに伴い、当該取引の清算を行うため、商品取引債務引受業に関する業務方法書等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

(1) 電力年度物取引のカスケーディング

- ・カスケーディングによる建玉の取扱いについて定める。
- ・カスケーディングに係る帳入差金の計算方法を定める。
- ・カスケーディングに係る日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の計算方法を定める。

(2) 手数料

- ・電力年度物取引の清算手数料について定める。  
清算手数料(取引)：ベースロード876円/日中ロード288円

(3) その他

- ・その他、所要の改正を行う。

(備考)

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)第54条の2
- ・業務方法書第58条
- ・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第24条及び第27条
- ・商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表
- ・業務方法書第61条

III. 施行日

1. 2025年5月26日から施行する。
2. 前1.にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

以上

東京商品取引所における電力先物の年度物取引の上場に伴う  
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)

- 1 商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表…………… 1
- 2 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 3
- 3 商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 5

商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 清算約定の決済 (<u>第54条の2</u>—第59条)</p> <p>第7章～第12章 (略)</p> <p><u>(電力年度物取引に係る建玉のカスケーディング)</u></p> <p><u>第54条の2 当社は、指定市場開設者が電力年度物取引(指定市場開設者が定める東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力を対象とする現金決済先物取引をいう。以下この条、第58条及び第61条において同じ。)の建玉についてカスケーディング(指定市場開設者が定めるカスケーディングをいう。以下第58条及び第61条において同じ。)を行った場合には、当該建玉を当該指定市場開設者が定めるとおり取扱うこととする。</u></p> <p>(約定差金及び帳入差金)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、電力年度物取引において、取引対象となる年度の前年度の3月末日の2営業日前の日が属する計算区域に係る第54条の2に規定するカスケーディングによって取り扱う各取引の帳入差金は、当該計算区域における当該各取引のそれぞれの帳入値段と、その直前の計算区域における電力年度物取引の帳入値段との差に相当する金銭とする。</u></p> <p>(限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第61条 限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月制の現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(指定市場開設者が定め</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 清算約定の決済 (<u>第55条</u>—第59条)</p> <p>第7章～第12章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(約定差金及び帳入差金)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第61条 限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月制の現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(指定市場開設者が定め</p>

る最終決済をいう。)において、最終決済価格(指定市場開設者が定める最終決済価格をいう。以下同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日(電力年度物取引にあつては、指定市場開設者が定めるカスケーディング後の取引最終日)をいう。)の帳入値段とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済日をいう。)の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

る最終決済をいう。)において、最終決済価格(指定市場開設者が定める最終決済価格をいう。以下同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の帳入値段とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済日をいう。)の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第24条 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座(同第53条第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第27条、第29条、第30条及び第32条において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中先物取引差金相当額 先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段又は帳入数値(以下「帳入値段等」という。)と日中帳入値段等との差(電力年度物取引(指定市場開設者が定める東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力の取引をいう。以下この条及び第27条において同じ。))において、<u>電力年度物取引の取引対象となる年度の前年度の3月末日の2営業日前の取引日における商品取引債務引受業に関する業務方法書第54条の2に規定するカスケードリングによって取り扱う各取引の建玉にあつては、その直前の取引日における電力年度物取引の帳入値段と当該取引日における当該各取引のそれぞれの日中帳入値段との差</u>に相当する額</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第24条 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座(同第53条第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第27条、第29条、第30条及び第32条において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中先物取引差金相当額 先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段又は帳入数値(以下「帳入値段等」という。)と日中帳入値段等との差に相当する額</p> <p>(3) (略)</p>

(緊急取引証拠金所要額)

第27条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段等と緊急帳入値段等との差(電力年度物取引において、電力年度物取引の取引対象となる年度の前年度の3月末日の2営業日前の取引日における商品取引債務引受業に関する業務方法書第54条の2に規定するカスケーディングによって取り扱う各取引の建玉にあっては、その直前の取引日における電力年度物取引の帳入値段と当該取引日における当該各取引のそれぞれの緊急帳入値段との差)に相当する額

(3) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

(緊急取引証拠金所要額)

第27条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段等と緊急帳入値段等との差に相当する額

(3) (略)

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)				(略)			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	(略)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)につき 6円 (注3)	商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	(略)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)につき 6円 (注3)
	東エリア・週間日中ロード電力先物取引、西エリア・週間日中ロード電力先物取引 (注1)		最終決済に係る数量		当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 18円		東エリア・週間日中ロード電力先物取引、西エリア・週間日中ロード電力先物取引 (注1)
	東エリア・年度ベースロード電力先物取引、西エリア・年度ベースロード電力先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)につき 876円 (注3)	(新設)			
東エリア・年度日中ロード電力先物取引、西エリア・年	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)につき	(新設)				

	<u>度日中ロー</u>		<u>288円</u>
	<u>ド電力先物</u>		<u>(注3)</u>
	<u>取引</u>		
	<u>(注1)</u>		
(略)			

(注1) ~ (注3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

	(略)
(略)	

(注1) ~ (注3) (略)